

# 各務原市住民主体の地域の高齢者等移動支援事業補助金交付要綱

(平成30年3月30日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、高齢者等の介護予防・社会参加・生活支援を一体的に推進するための手段を確保するため、各務原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年3月31日決裁。第3条第1項において「実施要綱」という。）第3条に規定する一般介護予防事業のうち、住民が主体となって取り組む移動支援の活動を行う団体に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付を申請することができる者（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 市内の自治会又は自治会連合会
- (2) 社会福祉法人各務原市社会福祉協議会が認める地区社会福祉協議会
- (3) 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する団体をいう。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める団体

2 前項の規定にかかわらず、暴力団（各務原市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）は、補助対象団体となることができない。

(補助事業)

第3条 補助事業は、居宅要支援被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。）及び事業対象者（実施要綱第5条第1号に規定する事業対象者をいう。）その他日常生活において移動困難な者に対して、道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、介護予防に資する教室、サロン等の会場へ運送（運送の途中で、買い物施設、病院その他生活支援に資する目的地（次項において「生活支援に資する目的地」という。）を經由するものを含む。）を行う事業とする。

2 当該事業は、前項に規定する運送先に加えて、生活支援に資する目的地を運送先（運送の途中で、介護予防に資する教室、サロン等の会場を經由しないものをいう。）

として設定することができるものとする。

3 補助事業の事業名、事業内容、補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、事業単位ごとに、補助対象経費の実支出額を合計した額に別表に定める補助率を乗じて得た額とし、同表に定める上限額を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象団体が補助金の交付の申請をしようとするときは、規則第4条第1項の申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 移動支援事業実施団体概要書(別記様式)

(2) 利用登録者名簿

(3) その他市長が必要とする書類

(書類、帳簿等の保存期間)

第6条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助事業が完了した年度の翌年度以後5年間保存しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

事業名	事業内容	補助対象経費	上限額	補助率
有償移動支援事業	道路運送法第4条による許可又は同法第79条による登録を受けた事業者を活用して運送を行う事業で、次の要件を満たすもの （1）年間を通して定期的に運送が行われるもの （2）利用者の経費負担を伴うもの （3）利用登録者名簿により利用者を管理しており、当該利用者の半数以上が65歳以上の高齢者であるもの	事業の実施に必要な消耗品費、印刷製本費、備品購入費、委託費、交通費その他市長が特に必要と認めるもので、補助事業者が直接支払った経費	1団体当たり 1事業年度につき、30万円	3分の2

移動支援事業実施団体概要書

ふりがな			
団体名			
事務所の所在地			
ふりがな	代表者の 電話番号		
代表者名			
構成員数	実施地域 (～町)		
実施曜日	実施時間	時	分～ 時 分
提供する移動 支援の内容			